2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働 者規 模
1	11~ 12	工場内にて機械のベルト部分に指が挟まる。 製品の段取中、電源をOFFにしておく事を怠り、手元のスイッチボタンに触れてしまった為である。 通常、段取中は電源をOFFにしておかなければならない。	24	1~9
1	16~ 17	工場内塗布機での生産作業中の事故。 作業者が、回転テーブル上の型枠に生地をセットする際、型枠に付着した水滴に気付き雑巾で拭き取った。 その後、雑巾を回転ボタンを押したままの状態で、回転テーブルの隙間上部から右腕を差し込み、台に置こうとした。 それと同時にテーブルが回転し、テーブルと設備の間に右腕を挟まれた。 挟まれた作業者が、とっさに腕を引き抜いた際、右手中指を切創し、右腕に挫傷を負った。	42	100 ~ 299
2	16~17	工場敷地内に於いてフォークリフトを使用し積込作業時パレットのゴミを落とす為、リフトのつめを上下に振動させた時(行ってはいけない事)マスト上部のテンションローラーとチェーンに不具合が起きた為、手で直そうとした時チェーンとローラーの間に指を挟んだ。 通常外れない場所なので少し引っ掛かった状態になっていた為、触った位で外れたと思われる。	41	10~ 29
2	9 <sup>~</sup> 10	鶏生産農家で、鶏出荷後の鶏舎よりコンベアーを使い鶏糞を掻き揚げ車に積む作業中、コンベアーの駆動電源を切らずに掻き揚げ車に上り、コンベアーの清掃を しようとした為、右手をコンベアーに巻き込まれ負傷したものである。	41	10~ 29
2	14~15	本社工場内で品物を上部のラインにかける作業を行っていた際、少し時間が空きその場に止まりラインを見ていた。 この時同僚運転のフォークリフトが左後方から近づいてくるのに気付かず、また同僚は被災者がリフトに気付いているものと思い、左前方の品物をすくうため右にやや旋回しながら被災者が近づいた際、リ	67	10~ 29

		フトが被災者と接触し、右車輪で被災者の左足を踏んだ。		
3	16~17	スピードミキサーで異音が発生し、稼働部を確認したところ、ベルトとプーリーが停止していたが駆動モーターと同軸は動いていた(回転していた)。 プーリーと同軸間のベルトを右手親指で触れた際、急にベルトが回転し、ベルトとプーリーに右手親指が挟まれた。	26	1000 ~ 9999
3	13~14	工場内にて穴あけ作業中、ボール盤に巻き込まれて指を骨折した。	75	10~ 29
3	15 <sup>~</sup> 16	工場内で生地に版をプレスして印刷をする作業をしていた所、誤って機械を作動 させた、指を挟み骨折した。	55	10~ 29
3	10~11	団扇製造の作業中に、左手環指指尖部を圧着機ローラー部に巻き込まれた。	55	1~9
4	4~5	ロータリーフィーダ内にある管内にある綿状の物を除去する作業をするため、ロータリーフィーダの停止ボタンをOFFにしたと思ったところ、OFFではなくONのボタンを押してしまい、またパトランプ及びチェーンの点検を確認せずに手を入れて、右手の指を切断してしまった。 (機械作動中はパトライトを点灯している。)	41	10~ 29
4	15~ 16	工場内にて合紙機で原紙を貼り合わせる作業中、中央部の原紙差し込み部分のゴムローラーに原紙が付着してしまい、原紙を除去する為ローラーを停止させずに右手に持った雑巾をローラーに当てたところ手が滑り、右手が巻き込まれて負傷した。	46	50~ 99
4	19~ 20	工場内でプラスチックケース製品の洗浄作業をしている際、ベルトコンベアから 流れてきた製品のバランスが不安定で、通常は機械を止めて直すところ、不注意 で手動で対応しようとしたところ、製品と機械に左手を挟み裂傷した。	47	1~9
4	11~ 12	古くなって使用しなくなった電気溶接機(100kg程度)をスクラップ業者のトラック荷台に積むとき、チェーンブロックで吊り上げた溶接機とトラック荷台の高さが合わず、手で積み込んだときに溶接機が滑り、右手中指をはさみ負傷した。	67	1~9
5	15~	非鉄倉庫から外へ出ようとした際に突風により扉が急に閉まり、とっさに右足を	17	30~

	16	出したところ、右足甲を扉に挟まれ圧迫骨折となった。		49
5	8~9	1階輸送作業場にて、2段積みのカゴ台車(鉄製、キャスター付)を整理しようと 移動させた時、上段のカゴ台車がずれ落ち掴んでいた左手を負傷した。	31	50~ 99
5	14~ 15	培養土の袋詰め作業終了後ベルトコンベア付近をほうきを使って清掃中(ベルトコンベアの下部及び上部)にそのほうきと一緒にベルトコンベアに右腕を挟まれた。	74	1~9
5	11~ 12	工場構内において、被災者がパレット5段踏みを台にして(高さ1m位)作業中、高さが合わず4段積みにする為、フォークリフトを使い同僚が運転し、パレットを持ち上げバックする際、誤ってレバーを前進にしてしまい、パレット前で待機中の被災者がラック(棚)とパレットの間に挟まれた。	49	1~9
5	15~ 16	冷蔵庫ライン後行程のFR (ファインリサイクル) の風力選別機で生産中、樹脂の 詰まったのを監視モニターで確認したため、安全棒で取り除こうとした時に取り きれずに、風力選別機のシロッコファンの点検口を開けて設備が動いている状態 で右手を入れて取り除こうとした時に巻き込まれ、右手の平を裂傷、人差し指中 主骨を骨折、人差し指腱を損傷した。	52	50~ 99
5	11~ 12	工場内の作業場において、機械の土台の位置を動かそうと土台の下の隙間に手を 入れた時、機械と床の間に指を挟み裂傷した。	38	1~9
6	13~ 14	廃プラスチック洗浄機で洗浄作業中に、左示指、中指を機械に入れてしまい、怪 我をしてしまった。	27	1~9
6	17~ 18	会社の工場内で製袋機の片付け中、ダンボールを取ろうとして左手を出した際、 隣の製袋機の稼働中のゴムベルトに指を突っ込んでしまい、左中指の爪が割れて 出血した。	39	10~ 29
6	15~ 16	ゴム製造のためにゴム原材料を混ぜ合わせるゴム練り工場において、練り用ローラー機にゴムの材料を入れて練り作業をしている時、左手への意識がそれてしまい、ローラー部に左手を挟まれ、左手5指を負傷した。	52	30~ 49
6	9~ 10	フィルムシートをカット機で切断する際に、フィルムシートの端が丸まっていた ので、カット機を止めずに手を出して修正しようとした為、右手人差し指の先端	46	50~ 99

		を負傷した。		
7	10~11	飼料製造工程中で、原料の入った2段積み重ねたメッシュコンテナをフォークリフトで運ぶときに、積み重ね状態が少しずれたので、手でずれを直そうとして、押したり引いたりして、誤って上下のメッシュコンテナの間に左手中指を挟んでしまった。 タイ、永住者	45	10~ 29
7	15~16	2階作業場でカゴ車に積んであったコンテナに入ったカットかぼちゃをピロー包装機で包装するため、カゴ車のフックを外そうとした際、フックが変形していて外すのが困難だったため、下からバーを叩き外したところ、バーが外れて左手を挟み負傷した。	22	100 ~ 299
7	13~14	水系廃棄消火器処理場にて、パッケージ型消火設備の消火薬剤を回収タンクに放射する準備中、メッシュパレット(金属製、内寸法:幅1,200m/m×奥行:1,000m/m、高さ:750m/m)に入ったパッケージ型消火設備(幅:700m/m、奥行250m/m、高さ:1,600m/m)×3台(総重量560kg)、メッシュパレット内幅(約1,000m/m)とパッケージ型消火設備の奥行(250m/m×3台=750m/m)ですき間が250m/mが有り、箱の扉を開けてホースを取り出して放射準備をしたが、高さと重量が重かったためバランスが悪い状態であった。 パッケージ型消火設備が傾きカゴとの間に左手第二指挟まり受傷。	58	10~ 29
7	8~9	当社工場にて押し出し機に材料を入れて締めていた所、誤って右手の指を挟み損 傷した。	25	10~ 29
7	23~24	鶏豚工場エキスパンダー2号機サービスタンク上のカットダンパーの動きが悪かったため、手動にて調整した。 動作しなかったため手で触っていたところ、急に作動し、エアーシリンダーとダンパーアームの間に右手親指先を挟んだ。	49	50~ 99
7	14~ 15	工場内充填課作業場において充填作業中に、充填機のコンベアーに挟まった チューブを除去しようとした。 本来ならば機械を停止して行うことになっている 作業であるが、少しはじき出す程度だから大丈夫と思い、停止せずにそのまま 行ったところ、誤ってコンベアー上に取り付けてあるカバーとコンベアーの間に 右手人差し指を挟まれた。	52	10~ 29
	10~	工場内の飼料紙袋取り出し口にて、飼料の袋詰めの作業中に、紙袋を挟む作業機		10~

7	11	械に確認せずに手を入れ、指を挟んだ。	37	29
9	17~ 18	型材加工職場で形状加工をしているとき、材料をバイスに挟もうと中指に掛け斜めに持っていた(中指がバイス口金に近く挟まれやすい状況だった)その状況でバイスクランプのスイッチを押したところ垂直になった材料とバイス口金の間に中指を挟まれ怪我をした。	46	50~ 99
9	11~ 12	プレス作業中、右手を金型に入れたままプレスを作動してしまった、親指、人差 し指、中指を損傷した。	52	30~ 49
9	7~8	厨房で、ゴミ捨て作業中、扉の開閉をしているとき、強風が吹き風の勢いを見 誤ってしまい、扉に右手人差し指を挟んで骨折・切断するケガをした。	27	10~ 29
9	1~2	弊工場、成型3係の380号機成型ラインにおいて、製品(プラスチック製食品容器)の検査仕上げ作業中、成型機の製品穴あき検知機の警告音が鳴動したため、半製品集積部にて不具合品を取り除こうとして左手を差し出したところ、手元側に移動してきた半製品移載装置のスライド部とスライドシャフトのストロークエンド部に左手人差し指先端部を挟まれて、負傷した。	47	100 ~ 299
9	7~8	工場にて、木製チップを炉に投入するためのスクリューにチップが詰まっているか確認する為に上がった際に、機械が止まっていると思い木くずが有ったので手を突っ込んで取ろうとしたところ、機械が再び回りだし、軍手が引っ掛かり、左手を巻き込まれ、左手を負傷した。	45	10~ 29
9	16~ 17	食品容器用PETシートのロール状の原反の交換作業において、原反の鉄芯を成形機の固定する溝に2名にて移動中に、通常であれば、全ての指で鉄芯を掴んでいるところ、誤って右手人差し指を伸ばした状態で作業して、固定する溝と鉄芯に指が挟まれ、間隔が狭い為、人差し指を切断したもの。 原反の重さは約300kgである。	47	10~ 29
10	15~ 16	住宅建材外壁塗装の小物素版搬出ラインで両面塗装の切り欠き部分の塗料溜まり・垂れの取り除き作業中、完成品がコンベヤ上に詰まっていたが、流れていくだろうと思い、搬出ボタンを押して次の小物素版をライン上に押し出した時、完成品にぶつかることに気付き、抑えようとして咄嗟に出した右手(軍手着用)が	24	10~ 29

		搬出品と完成品の間に挟まれ負傷した。 (台板一枚約30kg、縦559mm×横		
		1200mm×高75mm)		
10	16~	当社工場内において、超音波溶着機を使ってクリアファイルの片面を溶着する作	67	30~
	17	業中に、誤って右手を機械に挟んで負傷したものである。		49
		出勤し、タイムカードを打刻後、作業現場に向かって歩いていた。 トラック(2		100.
10	7~8	トン車)の横を通過していたときに、ゴミが落ちていたため拾っていたところ、	51	10~ 29
		トラックが発進し、トラックに巻き込まれて負傷した。		29
10	11~	当社倉庫にて、木材製品にドリルで穴あけ加工中、誤って軍手がドリルに巻き込	11 11	10~
10	12	まれ、左手人差指を負傷した。	70	29
10	12~	抜き加工製造室で試作品抜き加工をしている時、調整中にプレス部分で製品の状	7.0	10~
10	13	態確認をしたためプレス部分に手を挟んだ。	70	29
		養魚飼料製造工場で、20kg入りの紙袋の製品の抜き取り作業時に包材送り部の下	51	
10	8~9	に落ちた袋を拾おうとした際、機械を停止させず体を入れたため、頭部を(ヘル		10~
		メットごと)横移動する袋抱きと調整ガイドバーに挟まれ被災した。		29
		事業所第2工場機械室の鶏糞を掻揚げベルトコンベアのベルトが片側に寄ってき		
	15~	たので、修復しようとしてバールにてローラー周辺へ鶏糞を取り除いていた時、	42	10~
11	16	バールがローラーに巻き込まれコンベアフレームとバールの間に指が挟まれ骨折		29
		した。		
	14~	トラックの荷台に乗り、枝木の積み込み作業をしていたところ、誤ってバランス	44	50~
11	15	を崩して地面に落下してしまった。 その着地の衝撃で左足首付近を負傷した。		99
	11~	クレーン付近で作業をしていたところ、クレーンで吊っていた建築資材が落下し	41	30~
11	12	負傷した。		49
		当社A6作業場(シリコンブリケット製造工場)内で、SiC(珪化炭素)とセメン		
		トを混ぜて攪拌するミキサーの稼働作業に従事中、ミキサーから排出されてベル		
11	15~	トコンベアに載せるジョイント部分(ミキサーからの排出口)にSiC(珪化炭素)	40	10~
11	16	が詰まって、ベルトコンベアに載せることができなくなった。 そのため、屈んで	40	29
		詰まったSiCを手で取り除こうとして、回転中のミキサーの攪拌羽(鉄製)に右手		

		を挟まれた。		
11	12 <b>~</b>	造粒機にホッパへ肥料の原料を投入していた際、ホッパの内側にこびりついた原料を鉄製の棒(長さ180cm)でそぎ落とそうとした時に誤ってホッパの底部に転落し、粗砕機とホッパの側面との間に挟まれた。 レスキュー隊員によりホッパから引き上げられた時には、既に心肺停止の状態であった。	58	1~9
11	9~ 10	歯間ブラシ製造現場にて、機械立ち上げ時、部品へ注油しようとした時に、製造機の機械部分に左手首を挟まれ負傷した。	34	50~ 99
12	14~15	事業所平判製品梱包場所にて、平判包装機から製品が仕上がり、梱包場所手前まで搬送される。 被災者は搬出ボタンを押し、製品搬出コンベアを稼働させた。 コンベア停止前にコンベア上でパレット修正を行った為、コンベアとロールに右足を挟まれた。	34	100 ~ 299
12	1~2	クラフト紙袋製造ラインにて、向かって右側からベルトコンベアで流れてきた製品(クラフト紙袋の束)をベルトコンベアと繋がっている手動式ローラーコンベアに流す為、製品の左端を左手で下から支えながらベルトコンベアの流れる速度を上げるボタンを自ら右手で押した所、ベルトコンベアの勢いに左手が流され、そのままベルトコンベアとローラーコンベアの間に挟まれ負傷した。	23	100 ~ 299
12	16 <sup>~</sup> 17	集塵機から粉塵を排出し、フレコンバックに入れる工程での作業中に、異常を感じたため点検しようと、排出ロータリーが作動中にもかかわらず誤って左手を入れてしまった。	50	10~ 29
12	8~9	当社工場内で、換気扇周りの掃除作業中、電源を切らずに、右手にエアコンプレッサーのノズルを持ち掃除していたとき、誤って換気扇の回転している羽根に右手が当たり、右手小指を負傷した。	67	10~ 29

出典:<u>https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\_pgm/SHISYO\_FND.aspx</u>(職場のあんぜんサイト)

Return to: https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\_09.html